

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年12月9日(金)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第99号 三次市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)
議案第100号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)
議案第101号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)
議案第102号 三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第103号 三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第106号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 横光春市、中原秀樹、竹原孝剛、小田伸次、宍戸 稔、齊木 亨、藤井憲一郎、徳岡真紀
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務部】 細美総務部長、瀧熊総務部付課長、桑田総務課長、清水行政係長、中村職員係長
【経営企画部】 宮脇経営企画部長、渡部企画調整課長、加藤企画調整係長
【危機管理監】 山田危機管理監、伊藤危機管理課長、葭川危機管理課付係長
【情報政策監】 上谷情報政策監、東山情報政策課長、永迫情報システム係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○横光委員長 皆さん、おはようございます。

それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。

審査日程は、すでにお示ししております次第のとおり、今期定例会、本委員会に付託されました議案は6件であります。

初めに、総務部の所管である議案第99号から議案第101号の3件を、続いて、経営企画部の議案第102号、危機管理監の議案第103号、情報政策監の議案第106号、それぞれ1議案を審査いたします。

なお、審査の経過次第では、室内の換気も含め、休憩を挟むことも考えております。

このように進めたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。ご異議なしと認めます。ありがとうございます。

説明のように進めさせていただきます。

委員の皆さん、議案に対する質疑については、明瞭かつ簡潔に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは議案の審査に入ります。

議案第99号「三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」及び議案第100号「個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）」の2議案につきましては、関連がございますので一括議題といたします。総務部におかれても、一括説明願います。

それでは、総務部の説明を求めます。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは着座のまま失礼いたします。議案第99号「三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」及び議案第100号「個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）」について、一括ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、資料2となりますが、タイトルの方が個人情報の保護に関する法律見直しの全体像をという資料があるかと思えます。

まずは、これにて、提案理由のご説明をさせていただければと思います。

全体像のところのすぐ下に①とございますけども、本条例案につきましては、国の個人情報保護法ほか、三本の法律が一つの法律に統合されたことによりまして、地方公共団体、本市もそうですが、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールに規定されたものによるものでございます。

図のほうをご覧ください。ちょうど資料の真ん中あたりに、現行と書いてございまして、黄緑色のところがあるかと思えます。

各地方公共団体におきましては、これまで個人情報保護条例を各団体が定め、これによって、運用しておりました。それが、今回法改正におきまして、右側見直し後でございます上から二つ目のところに、統合後の新個人情報保護というのがございますけども、これによりまして、個人情報の保護が全体的に共通ルールで定められたものでございます。

その1個下に、地方公共団体、赤で下線を引いてございますけど、本市においてもこの新しい個人情報保護法のもとで、進めていくということになったものでございます。

こうした背景を受けまして、恐れ入ります資料の方は、元の資料にお戻りいただきたいと思えます。こうしたことを受けまして、関係条例で提案理由、関係条例であります現行の三次市個人情報保護条例、これを廃止いたしまして、新たに、個人情報の保護に関する法律の施行条例を制定しますとともに、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、内容のご説明に移ります。まず1点目。新たに作ります法律施行条例案につきましては、3点改正のポイントがございます。新たにです、定めるポイントがございます。

(1) 開示請求に係る手数料でございます。これは書いてございますように写し、いわゆるコピー代1枚10円でございますとか、郵便代を実費相当というものにしてございまして、現行条例、現行と同額を定めさせていただきました。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料ということでございますけども、ここに今、絵にしておりますが、個人情報、ファイルの公表をいたしまして提案受ける、その個人情報を加工し、いろいろなデータ分析などに使えるように、提案を受けたものが今後活用できるというふうになってございまして、その加工個人情報から、使える匿名データに加工するところに、手数料が発生するというものでございまして、これがこれを定めたものでございます。

具体的な額につきましては、2ページ目に回っておりますけれども、新たに加工する場合、2万1000円に、時間ごとの作業量でございまして、すでに締結したものの利用の場合は1万2600円というような金額を定めておるものでございます。これは国の基準と同額にさせていただいております。

3点目、審議会その他の合議制の機関の設置に関する規定でございます。

現行条例におきましては、個人情報保護の関係で、二つの委員会、審議会がございまして。

一つ目が、諮問事項等を調査審議します個人情報保護制度審議会。制度の審議会。二つ目は、審査請求を審査します個人情報保護審査会でございます。

先ほどご説明いたしましたように、制度部分につきましては、法の方にゆだねられておりますので、今回はこの保護制度審議会、こちらを廃止させていただきまして、個人情報保護審査会、こちらを設置させていただければという内容としております。こちらで引き続き、審査請求等の審査を行うように考えております。

ちなみに、委員は5名、任期は3年と定めさせていただこうと思っております。

続いて、議案第100号となります、個人情報の保護に関する関係条例の方の説明に移らせていただきますけども、(1)から(4)にございまして、4つの条例を関係条例として改正させていただこうとするものでございます。

この中で、直接、関連で改正させていただくものとして、(3)情報公開条例の一部改正のところの2段目、三次市情報公開審査会委員、これは先ほど申し上げました三次市情報保護審査会、こちらと同一メンバーとしてございまして、これが任期を同じ3年に改正させていただきたいというものでございます。その他につきましては、文言整理等、法律改正の影響を受けた修正でございます。

以上、簡単でございますけどご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま、議案第99号及び議案第100号の説明が終わりました。

これより、2議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 説明ありがとうございました。幾つか、ちょっとわからないところがあるので、伺いたいと思うんですけども、今回の条例の廃止にあたって、審議会、今、現存の審議会ではこの条例の廃止について協議があったのかどうか教えていただきたいと思っております。

もう一つがですね、個人情報ファイル目録の閲覧についてなんですけども、今、現行の三次市の個人情報保護条例の中の53条にあるように、個人情報ファイル目録の閲覧がホームページ、閲覧の状況

がホームページで今、公開をされている状況だと思うんですけども、こういったものも、この廃止によってなくなるのかどうか、教えていただけたらと思います。

もう一つなんですけども、三次市の今の条例ではすごく市民にわかりやすく、具体的に形で条例が示されていたかと思うんですけども、ちょっと、私自身、すごくびっくりしたんですけど、三次市の条例、これだけのボリュームがあって、今度、こういうふうに変わりますよっていう案に関しては、本当に内容がすごく市民にとっては分かりにくい、それで私たちに、すごく分かりにくい、具体性がないというか、分かりにくいような条例になってるかと思うんですけども、もしこれ、条例を廃止してこちらの条例になった場合、どのように市民にわかりやすく説明をされる、具体的にこういった時はこういうふうな定義がありますとか、個人情報、いろいろな形で開示の期限だったりとかいろんなことが書いてあったかと思うんですけど、それはどのように、市民の方に提示されるのか。その3点をお伺いします。

○横光委員長 はい。瀧熊総務部付課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。失礼します。

この度の条例制定に関しまして、三次市個人情報保護制度審議会につきましては、ご意見の方をいただいております。

内容につきましては、概ね問題ないということでご意見をいただいておりますけども、ご意見といたしまして、行政機関等匿名加工情報につきましては、新しい制度であるので個人情報がしっかり、市民の個人情報がしっかり守られるように、セキュリティの方についてしっかり研究をして欲しいというふうなご意見をいただいております。

また次に、ファイル目録でございますけども、新しい法律になりまして名称は変わりますけども、個人情報ファイル簿というものを新たに作成するということになります。

内容といたしましては、現在の目録とほぼ同じような内容でございますけども、様式等の修正をして、改めて公開をさせていただきたいと考えております。

このたびの条例につきましては、条例を廃止し、新たな条例の制定ということで、議員のご指摘のように、内容につきましては、条数も少ないものとなっております。

こちらにつきましては、基本的には、基本事項はすべて法律の方で制定しておりまして、条例に制定できる事項というのは、法律から許された事項しか書けないということになっておりますのでこのような状況となっております。

市民の皆様に対しましては、大変、条例だけではわかりにくいということがございますので、ホームページ等でしっかりと周知するほか、総務課では出前講座で、個人情報の保護について講座をやっております。大変好評を得ておりまして、しっかりとこちらの方もご活用いただければと考えております。以上でございます。

○横光委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 審議会の方で審議をされて、ご意見が出たということだと思うんですけども、この条例を制定するに、また、三次独自で条例を、このような意見を踏まえた条例っていうものがつくれると思うんですけども、これ、なぜ聞くかということ、国と地方公共団体が対等な協力関係にあ

ることを形にするということで、地方分権一括法というのがあると思うんですけども、それには、法令に反しない限り、すべての条例の設定は自治体で可能で、違法となる条文の規定のみが無効になるということだと思うんですけども、実際に横浜市などは審議会で一つ一つ精査されて、独自に作られたりとかはしてるかと思うんですけども、そういった取組を行うっていう考えはなかったのか、教えていただけたらと思います。

さらに、ファイル簿に関しては、今の現行のものと同じ、大体同じということなんですけども、それがそのまま移行して、また、ホームページ等でも、今と同じように状況を閲覧ができるというような、閲覧の情報を確認できるということでもよろしかったでしょうか。

今からこれ、すごくざっくりとしていて、本当に三次市の条例が今までの条例が素晴らしいかたなっていうふうには思うんですけども、これをかなりこう説明するの大変だと思うんですけども、施行規則みたいなものもつけられていたかと思うんですが、そういったものは、今回はない形になるのか、この保護条例、法律施行条例だけになるのか、ちょっとそこだけ確認をお願いします。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。この度の個人情報保護法制の関係でまいりまして独自の条例について、条文ができないのかということがございますけども、基本的には、法律に書いてあることを、再度、同じ内容条例に書くということは通常いたしませんので、このような表現となっております。

また、独自の条例を設けると違法性が出てくるということで、このたびの条例制定におきましては、国際的なことで、EU等の個人データの取り扱いに関するルール等にも適合するというところで、非常に、地方自治体の独自性を設けるということが排除されておりますので、独自の条例を作るということは最初から考えておりませんでした。

次に、個人情報ファイル簿でございますけども、現状と同様に法律で公表するように規定されておりますので、市民の皆様に見ていただけるように公開をして参ります。

また、規則につきましては、開示請求の様式等を定める必要がございますので、条例制定後、規則の方も制定して、公布して参りたいと考えております。

○横光委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 すいません。ごめんなさい。もう一つ、聞き忘れていたんですけども、平成18年に三次市の個人情報保護条例っていうのがちょっと、また見直されていると思うんですけど、その際に罰則規定などを設けられているんですけども、それに関しても今回はもう廃止ということではなかったのでしょうか。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。この度の個人情報保護の新しい法律ですけども、基本的には国の方で、各地方自治体の状況をヒアリングされて、基本的には各自治体の条例をある程度標準化したような形の法律になっております。

そういったことで、三次市は個人情報保護条例の方で罰則を設けておりましたけども、新たに法

律の方で、ほぼ同様の罰則規定が、引き続き規定されているということになりますので、罰則については引き続き課されることとなります。

○横光委員長 他にございませんか。齊木委員。

○齊木委員 加工というのがありますけども、この加工というのは個人の特定ができないとありますけど、どういう格好になるのか教えていただきたいのと、先ほど、ちょっと言われた地方公共団体の独自性は出せないということ聞かせていただきました。今の1点でいいです。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 この度、新たに条例に制定いたしました匿名加工情報とは、市が保有します個人情報と特定の個人を識別することができないように個人情報部分を加工しまして、個人情報として、再度復元することができないようにしたものでございます。今後のデジタル社会の進展に伴いまして、民間事業者から提案が増えてくるものと考えております。事例は、全国的にはまだ少ないというふうに認識しておりますけども、例えば、市が保有いたします畜犬登録ファイル、いわゆる狂犬病予防注射事務のファイルでありますとか、そういったものを個人情報を加工いたしまして、特定の個人を識別できなくしたものを、事業者が利用するというところで、犬の飼い主とか、犬種等の情報を分析して、出店とか品ぞろえの方針の決定に用いるとかですね、市が保有する情報を個人情報を消して、民間事業者が利用するというようなこととなります。

○横光委員長 はい。齊木委員。

○齊木委員 この情報というのは、いわゆるビッグデータ、そっちの方へも当然出されて、もう、場合によって世界的に利用ができるような情報になるんですね。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。基本的には、行政が保有する個人情報を限定的に民間事業者からの提案を審査いたしまして、これは個人情報が守られるだろうということをしっかり審査した上で、提供するということとなりますので、全世界に流れるとか、そういったような類のものではないと認識しております。

○横光委員長 よろしいですか。はい。他にございませんか。はい。宍戸委員。

○宍戸委員 防災上の避難行動要支援者の個人情報に関する関係については、今回の国が定めた個人情報保護法の中には謳われてないように思うんですけども、それはあくまでも、災害対策基本法が上位法ということの中で謳われているんで、あえて謳われてないというふうに理解していいんかどうか、確認ですけども、お願いします。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。このたびの個人情報保護法というものは、個人情報の基本の方針を定めるものでございまして、他の法令によるものにつきましては、その他の法令によることとなっております。ということで災害対策基本法に規定されていることにつきましては、当然、そちらの方が優先されるということで、避難行動要支援者の対応についても変わらず、できるものと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。はい。竹原委員。

○竹原委員 まず、個人情報保護がですね、さらに、ちゃんとできるように、だだ漏れにならないようにですね、やらないけんのだらうと思うんで、そのあたりの基本的な考え方を教えてください。

それから、この前もうちの関係で除籍簿を勝手に取ったやつがおるよね。ほんで、気持ちが悪い、なんで、勝手に個人情報がだだ漏れになるんかというのが、それやっぴりちゃんとしたことにならないけんじゃないかなというふうに、実効性があるようなものにせにやいけんのないかな。

それから、審議会をちゃんとせにやいけんことと、それから処理期間ですよ、これ30日になるんかね、請求してから。今まで15日間だったら、これが条例では15日間にできるんだらうと思うんです。30日を国が示しとつても、そこはどうなのか。

それから、請求者のところで、国から示された防止策ということで、してありますが、本当にそのなりすまし防止策というのは、どういうふうにやっていくんかというのは、ちょっとよくわからん。

それから、死者に対する個人情報の扱い。これが今外れとるんだらうと思いますが、これはどこで、内部規定でもいいってみたいなのも書いてありますが、そこはどういうふうにするのか。

それから、第7条に収集禁止事項として、要配慮個人情報、人種、信条、社会的身分など、それから、地域の特性その他事情に応じて、不当な差別、偏見その他不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして、地域公共団体が条例を定めている個人情報、要個人情報ですね、これを、どういうふうにしていくのか、守っていくのか。だだ漏れにならないように、要するにLGBTやDV等の情報、個人の心身、生活に危険が生じるような恐れがあるものをどういうふうに厳密にやっていくのかというのがちょっとよくわかってない。

それから、審議会は、あと、議会の分はまた議会で。

○横光委員長 はい。どうぞ。瀧熊課長

○瀧熊総務部付課長 はい。まず、個人情報のセキュリティの問題と要配慮個人情報をどのように守っていくかということでございますけども、当然、個人情報の保護というのは、地方公共団体に課せられた大変重要な事項でございます、これまでと同様に電子データ等につきましては、情報セキュリティポリシー等を遵守しながら、当然、対策をとって参りますし、各所属長を個人情報管理者と定めて、情報漏えい等が起きないように、管理監督をしていきたいと考えておりますけども、この度の法制化で一番、セキュリティ上、重要なところといたしまして、個人情報保護委員会という国の組織がございますけども、そちらの方が、個人情報の情報漏えい、セキュリティ対策について、上位機関として、指導、監督監査等を行うということになっております。

そういった、監査等を通じまして、しっかりと内部の組織を強化して参りたいと考えております。

また、個人一人一人の資質向上の方につきましても、大変重要でございますので、毎年実施、ほぼ全職員を対象に実施しております個人情報の研修ですね、しっかり毎年度実施しながら、対策をとっていききたいと考えております。

次が、開示請求等の処理期間でございますけれども、法律では30日ということになっておりますので、実際に30日に変更となるということになりますけれども、実際、30日かかるというようなことはございませんので、運用上は現状と同程度の15日程度でしっかりと市民の権利を守っていきたいと考えておるところでございます。

死者の個人情報につきましては、法律上、生存する個人については、個人情報守るということになっておりまして、死者の個人情報については、法律上、決まりはございません。ということでございますけれども、死者の個人情報だからといって、どのように取り扱ってもいいというふうには考えておりません。当然、遺族の方へ、その死者の個人情報は相続されるというふうには、市としては考えておりまして、生存する方と同様にしっかりと個人情報保護法に準じて、守っていきたいと考えております。

あとは、はい。なりすまし防止につきましても、現状は本人確認、個人情報を開示等する場合は、本人確認を厳格に行っております。本人の顔写真等がある証明書を提示するなり、そういったものがなければ、二点、三点の確認をするということで、なりすましの防止の方、対応しているところでございます。

要配慮者個人情報につきましては、最初に答弁いたしました個人情報の保護に準じて行う対策とですね、特に要配慮をするということがございますので、取り扱いする職員を限定するとかですね。マイナンバーも一緒ですけども、施錠できるようなロッカー等に個人情報保管するとか、そういった、特に格別の対応をしていく必要があると考えておりますので、そういったところをしっかりと周知していきたいと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。竹原委員。

○竹原委員 それで個人情報、よそでよう漏れて行きよるんで、そのリスクですよ。今、言うてのように研修を年に1回して、まず、全員ほんまに参加したかどうか、わかりようかどうか知らんけど、1回でほんまにええんかというのが一つと。例えば、この前あった、除籍簿を関係者取られて、それは法に従って出したんだろうけど、本人通知、あったよ。誰がこれ取ったんならと今、情報公開の請求しとるけど、その間の気持ちが悪いですよ。誰が何の目的にとったかいうの、それを事前にその本人に通知することができんのか。そういう情報請求があったよというのは、あとは、もうその要綱で作ったけえじゃけど、その時に、ほんまはそれも作りゃえかったのと、今、反省しとんじゃけど、それができるのかいうのが二つ目と。

それから死者の件ですが、国もよう訳わからんけど、生存者と同等の趣旨というふうには考えられるんで、情報提供制度の枠組みの中に入れたらどうかということもなっているが、これ結局どういうことが書いてあるん。死者の個人情報については改正法では個人情報でないですよ。ただ、これはどこへ明記するん。用心するんじゃ、同じようにするんじゃというのはわかるけど、何にも書いてないんじゃけ、死者に対する個人情報が、どうするんかいうのは全国的に問題なってるみたいなんで、三次とすればどうするんかいうのが、ちょっと私もよくわからんので、教えてください。

それから、要配慮者の問題で、特にDVの問題なんかで情報漏えいされて云々かんぬんって問題なつとるので、これは内部管理規定を設けなさいって書いてあらへん。ですよ、書いてあるよ

ね。だから内部管理規程で、条例までせんでも、そうした要配慮者の情報については、しっかりと守っていくということが、私は必要じゃないかなというふうに思うんだけど、そこは、どうなのかということ。リスクが、結構、内部統制をちゃんと大きくしたら、内部統制を、これもちよっとどっかで言ったと思いますが、内部統制をしっかりせんと、だだ漏れになる可能性が、これお金になったりしておるみたいだけど、個人情報。そのあたりのことがしっかり守られたり、条例で漏れをとることを内部規定でせにゃいけん、国が言うことは全然駄目なんじゃけえ。地元で、具体的に情報について内部規定を設けるべきだと思いますが、いかがでしょう。

○横光委員長 はい。瀧熊課長

○瀧熊総務部付課長 はい。個人情報の漏えいのリスクに対して、研修の方につきましては、職員が研修を受けたかどうかという確認は取れておりますけども、これのほかに採用時につきましては個人情報の研修をしたり、また、現在コロナ禍でやっておりますけども、弁護士等を招いて、集会的な研修等をしておりましたので、そういったことをまたこの条例改正を契機に再度、引き締めて、研修等を実施して参りたいと考えております。

また、除籍簿を第三者に取られたということにつきましては、個人情報保護法の関係ではございませんけども、基本的には戸籍法、住民基本台帳法等で、一定の要件を満たす第三者による交付請求を認めております。また、地方公共団体には交付の義務と、また、それに応じない場合は過料が規定されているということがありまして、事務的には受けざるをえないということになっております。

この第三者というのは、誰でもかれでもというわけではございませんで、主には、国とか地方公共団体、あとは弁護士、司法書士、土地家屋調査士等のそういった資格のある方が業務の必要のために、請求されることが多いとは思いますが、ということでそうは言っても勝手にとらえてはいけないということで事後こういったものが、あなたの情報がこういったことに利用されましたよということで事後通知ということが今、されております。これを事前にとということにつきましては、ちょっと我々総務課ではちょっと判断が付きませんので、また、ご確認いただければと思いますけども、基本的には、法律に規定されている以上、事前にお知らせして、それは駄目だというようなこと取り扱いは違法性があるんじゃないかなというふうに一般的には考えております。

次に、死者の情報でございますけども、現状の三次市個人情報保護条例につきましても、死者に対する個人情報につきましては、対象外となっておりますけども、個人情報の保護につきましてはしっかりと保護してきたところでございます。これにつきましては、法律外でございますも、地方公務員には守秘義務等が科されておまして、そういった情報を守る義務がございます。

ですので、同等に取り扱ってきたということもございまして、死者に関する情報につきましては、遺族に相続されているということがございますので、その相続された方に対して、個人情報保護法、個人情報保護条例に基づいて、開示等をしてきたということでございますので、法律に準じた手続きはしっかりとって参りたいと思っております。

要配慮者等のDVの関係でございますけども、条例等には明記はしておりませんが内部管理規程をとということでございます。現在、ちょっと手元にはございませんけども、一定の事務を明確化

して、そういった情報が守られるということは現在もしております。ですので、そこら辺の明文化してるかどうか確認いたしまして、されてないようであれば、そういったところを明記するように、協議して参りたいと考えます。そういった取組を通じまして、内部統制等につきましても、しっかり対応していきたいと考えております。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 1番はじめの除籍簿の問題じゃが、出してもええんよ。出してもいいんだけど事前に本人に知らせる制度というのはできんかなと思うと。8業種は法的に、とれるのはわかってるんで、取り来たときに、事前にどういう弁護士からそういう請求があつて出しますよというのが、通知ができればいいことはないなあというふうに思ってますんで、まあ、また、そこは研究してもらえばと。

それから、死者を守るのは当たり前なことなんだけど、これも国は内部規定みたいなことをつくらせて書いとるよね。どうかなんかようわからんけど、これはええかげんな文章じゃけ、私もよく、考えんけど、できればその辺りも、内部規定を明文化しとった方が職員もずうっとそこへおればええけど、異動したら、その解釈が違ってきたいりしちゃいけないので、やっぱり明文化せにゃんのじゃないかなというふうに思います。

それから、弁護士など呼んで内部統制の、リスクを軽くするためにはやはり、三次市がどがに研修会で集約しようるかわからんけど、このリスクを解消するためにはやはり、ここの判断というか、いうのを書かしておるよね、研修会をして。リスクがこうあるよと。2人以上で、3人以上で確認せにゃいけんとかいうことを改めてね、職員の皆さんに周知をしていくと。内部統制の課題としては上がとるんで、その個人情報を取り扱うためにやはり、どれほどのリスクがあつて、それを職員同士が、自分のことを守るためじゃけえね。そうした書類の提出いうか、何か研修会の深みというかね、そういうことも、やるべきだと思います。どうでしょうか。

○細美総務部長 はい。委員長。

○横光委員長 はい。細美部長。

○細美総務部長 はい。それでは私の方から、先ほど言われました研修の部分でございますけど、委員おっしゃいます通り、研修の方法は様々あるかと思えます。先ほど来、ご説明させていただいておりますように、全職員を対象にウェブで年1回きちんとやっておったりですね、また、情報セキュリティ上の研修も同時にやっております。個人情報だけじゃなくてですね、システムの情報するセキュリティが守られていないと、最終的には個人情報すら危ないということもございますので、そういったこともやっております。また、集合研修もしておりますので、委員おっしゃいましたように研修の中身についてはですね、常により良い手法もしくは、回数にしてもですね、検討していつて、当然でございますけども、個人情報が何らかの形で外に出るといようなことがあつてはなりませんので、その点につきましては、我々当然職員、全体でですね、きちんとそこは肝に銘じまして、取り扱って参りたいというふうに考えるとでございます。

○横光委員長 はい。他に質問はございませんか。

○小田委員 はい。委員長。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 99号の中で、手数料のところでちょっとお聞きしたいんですけども、新たに加工を要する場合のところで、括弧書きのところですね、プラス加工を委託する場合は受託者に支払うというふうに書いてあるわけですが、この黒塗りをする作業のところで、委託ということは外部委託するのかなというふうにこれ見たんですが、そういった場合に、どういうところが受託、要するに委託先になってくるのか。作業をするのに、これは庁内でしていただくのか、データを例えば向こうへ持ってくるのか、その辺のところのやり方ですよね。ここで一番、結構漏れてるところがあるかと思うんですよ、データを移行したりするところ。この辺のところは、どのように、もしそういう要求があって、これはまあ、加工して出してもいいよってなった場合に加工する。内部でやられるのか、外部委託されるのか、そこをちょっと教えてください。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。小田委員が言われますように、新しい制度でもございまして、大変漏えいの問題が心配される場所だと思われま。

個人情報保護制度審議会でも、この部分につきましては、しっかりと対応するようにと申し使っておりまして、対応して参りたいと考えておりますけども、実際には、全国的にも事例が少ないものでございますので、三次市につきましては、基本的には前のめりになるのではなくてですね、しっかりと内部体制を整えた上で対応して参りたいと思っておりますけども、基本的には、内部で情報を加工して、出せるようなツールがあれば、そういった対応をしてみたいと考えておりますけども、場合によっては、情報システムの会社に業務委託ということも考えられるのではないかと考えますけども、現時点では、どちらにするというところはまだ決めてないところでございます。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 庁内に来てもらってするのか、そのデータを持ち出して向こうでやるのかというのをちょっと聞いたんですが、そこ大事なことだと思うんですが。

○横光委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務部付課長 はい。基本的には、仮に民間に加工委託する場合であっても、庁内でしていただくというのが考え方の基本であろうと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。

○小田委員 はい。

○横光委員長 はい。他に質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ないようでございますので、以上で、議案第99号及び議案第100号に係る質疑を終了いたします。続いて、議案第101号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 はい。細美総務部長。

○細美総務部長 それでは続きまして、議案第101号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例（案）」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び国家公務員給与制度改革に準じまして、給料表及び勤勉手当の支給率の改定を行いますとともに、医療職の処遇改善を行うため、三次市職員の給与に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、給与改定につきましては、職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給月数、年1.9月分から、年2.0月分、0.1月分を改正しようとするものであります。

次に、医療職の処遇改善につきましては、薬剤師に対しまして、特勤勤務手当、現在、医師に支給しておりますが、特殊勤務手当を支給できるように改正するものでございまして、給料月額及び、扶養手当、これを対象といたしまして、100分の10、10%を支給しようとするものでございます。

また、看護師等の処遇改善のための診療報酬が改定されたことに伴いまして、会計年度任用職員の給料の調整額について、職員の給与条例の例により支給できるように規定をするものであります。支給月額でございますが看護師等につきまして、9000円。医療技術職等につきましては、2000円を予定しておるところでございます。

施行日につきましては、公布の日、または、令和5年4月1日からとなっておりますが、適用日につきましては、常勤一般職に係る給与改定は令和4年4月1日からの遡及適用、看護師等の処遇改善につきましては、診療報酬改定にあわせまして令和4年10月1日からの遡及適用としておるところでございます。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま、議案の趣旨説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。宍戸委員。

○宍戸委員 この度の関係で医療職の関係が特殊勤務手当、それから看護師との処遇改善、手当の率を上げるとか、額を上げるとかという背景ですよね。この背景というのは、現下の、この感染症対策というようところが主な要因としてあるのかどうか。いうところのことをお聞かせください。

○横光委員長 はい。桑田総務課長。

○桑田総務課長 はい。失礼します。両職の処遇改善の背景でございますけれども、まず最初に看護師等の処遇改善でございますが、これは先ほど委員おっしゃった通り、新型コロナに対応する医療職の処遇を改善するという国の方針で、診療報酬が改定されたものでございまして、本市もそれに沿った対応をさせていただこうとするものでございます。

また、薬剤師につきましては、近年、採用が非常に困難な職種となっております、民間の薬局、大手ドラッグストアですとか、そういったところに新卒の方がかなり採用されておる関係で、処遇を改善して、本市も人材確保に努めようとするものでございます。

○横光委員長 よろしいですか。

○宍戸委員 はい。

○横光委員長 ほかにございませんか。はい。竹原議員。

○竹原委員 合意したんでしょうけど、会計年度任用職員の遡及ですよね。一般職員は4月から遡及じゃけど、会計年度任用職員は、これなんで、できんことがちょっとようわからん。○横光委員長 桑田課長。

○桑田総務課長 はい。委員、おっしゃいますように給与の改定につきましては、労使で協議をして、改訂の内容について詰めたところでございますけれども、会計年度の任用職員につきましては、年度単位の任用ということもございまして、制度がございまして3年目でございますけれども、昨年と一昨年につきましては、期末手当が減額になりました。その際も、常勤の一般職でありましたら、当該年度から反映しておりましたが、会計年度任用職員については、年度で条件を提示して雇用しているということで、原則として年度で給与の改定をしないということで、労使の間でも確認して決めておるところでございます。そういったことも含めまして、期末手当も翌年度からの適用ということで、今回の給与改定についても翌年度からの適用とさせていただこうとするものでございます。

○横光委員長 はい。竹原委員。

○竹原委員 まあ、文句ようるわけじゃないんだけど、何でできんのんか、ようわからん。今年の人勤というのは4月に遡ってするわけじゃけ、4月から給与改定しなさい、賃金格差があるからしなさいということでしょう。これ、会計年度だろうが、一般職だろうが同じように遡及すりゃええと思うんだけど、その辺りがよく、どういう解釈なのかよくわからん。4月から働いてもらいよるのに、片や遡及するが片や物価高やねえ、様々な生活困窮が続きようるのにな、そこはなんか、矛盾を感じるんだけど、国はどういいよるん、制度の中では。

○横光委員長 はい。桑田課長。

○桑田総務課長 はい。会計年度任用職員の遡及適用について、特段、国から指導というものはございませんが、はい。先ほど申し上げた通り、年度で条件を提示して雇用するという、その部分をこれまで原則とさせていただいているものでございます。

○横光委員長 はい。竹原委員。

○竹原委員 何でかというのが、ようわからんだけの話で、問題があるなと思えるだけで、基本的には今年1年で辞める人は遡及は全然関係ない。人勤が示して、上げなさい言った分について、会計年度職員は、その適用にならんということになりますよね。ですよね。だけど、そこがおかしいなと思うだけ。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 今の会計年度職員の関係なんですけども、これの処遇改善ということはですね、労働組合の方からの要求対象とか、いうことにはなっていないんですかね。ですから、一般職の組合員だけ職場改善されればというようなことで合意されたものが、今回上がってきたというふうに理解してよろしいんですか。

○桑田総務課長 委員長。

○横光委員長 はい。桑田課長。

○桑田総務課長 はい。労使で協議をする内容につきましては、会計年度任用職員の処遇について

も協議をしておりますし、委員おっしゃられましたような要求も職員団体の方からは出てきておるところでございます。先ほどの、この2年間は期末手当が減額になったので、その時も要求としては翌年度からの適用ということで、年度で条件を変えないという整理をしてきたところでございます。今回につきましても、金額の面等々はですね、常勤一般職の給料表の部分を参考にしながら金額を決めたところがございますけれども、そういったところでも、いろいろ協議をする中で一番適切な金額に設定をしたところでございます。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 先ほどの竹原委員が言われたような、令和4年4月1日に遡って、これを遡及ということですね。そういう対象から外されたというところがですね、やっぱり今のように、そういう会計の年度任用職員の処遇改善も要求の中に上がっていたという中において、合意をされたということなんですけども、そこら辺のやりとりというのは、結構厳しいもんがあったのかどうかというようにところも、三次市役所の中には、二つの労働組合がありますよね。その関係では、同じ、内容のことでの交渉だったのか。そこら辺も含めて、聞かせてください。

○横光委員長 はい。桑田課長。

○桑田総務課長 はい。協議の中で遡及という部分につきましても、要求項目としてはございましたが、先ほどのような下がる時も、翌年度適用という部分をこれまで協議をしてきた中で、この部分については、最終的には合意を得たところでございます。

それから、二つの職員団体がございますけれども、いろいろな勤務条件の変更については、二つの職員団体に同じ資料なり、情報を提供しまして、それぞれと協議をして、最終的には妥結をするようにしております。

○横光委員長 私の方からも一言だけ。同一労働、同一賃金ということから、観点から考えて、同じ働く職場の中でね、職員さんは遡って上がるんですよ。会計年度職員は上がらないんですよってやっぱり、幾分かの寂しさをいうか、そういうのを感じるんじゃないかなというふうな思いがいたすんですね。で、やはり同じような気持ちよく仕事をしていただくという面からは、やっぱり遡って対象にしてあげるとというのが、本来の姿かなという思いがするんですが、そこらところを向けてですね、将来構造的にどのようなお考えを持ってらっしゃるのか。部長、何かあればお答えいただければというふうに思いますが。

○細美総務部長 はい。委員長。

○横光委員長 はい。総務部長。

○細美総務部長 はい。委員長がおっしゃいましたように、現在、いわゆる正規の職員と会計年度任用職員、その他様々な働き方の方が一つのその屋根の下と申しますか、机を並べて仕事しておるとい実態でございます。また、そこに様々な思いを持っておられるということも承知しておるところでございます。

ただ、先ほど総務課長が申し上げましたように、会計年度任用職員の方の処遇につきましては、特に年度初めに、すべて、当然給料、それから賞与等、こうしたものをお示しをしておるといことで、これを年度途中で下げるというのは、去年で申し上げますと、下げるということ、これは

当然に、そういうお約束をして、お示しをして、雇用させていただいているというところに対しては、できない。下げたりすることは適切でないということのルールをさせていただいているということで、この点のちょっと、基本的なルールということで、今回で申しますと先ほど来、委員の皆様おっしゃっていただいているように、社会情勢から考えればですね、何らかのというところは理解を示すところであるんですけども、基本的な考え方としては、やはり、年度当初に示させていただいた雇用条件、これを踏襲させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○横光委員長 はい。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ないようでございますので、以上で、議案第101号に係る質疑を終了いたします。

総務部の皆さん、ありがとうございました。

それでは、ここでしばらく休憩といたします。再開は11時10分とさせていただきます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。それでは続いて、議案第102号「三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○宮脇経営企画部長 委員長。

○横光委員長 はい。宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 それでは、議案第102号「三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

本案は、水道事業が広島県水道広域連合企業団に参加することに伴い、関係条例である三次市行政規則条例ほか、位置条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、水道局を廃止し、下水道課を建設部に移管することによる改正でございます。施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

参考資料として、令和4年11月21日の全員協議会の資料の方を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

この見直しによりまして、市役所全体としては11部局、2監、7支所、27課、62係となる予定でございます。以上で議案第102号に係る説明とさせていただきます。

よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま議案の説明が終了いたしました。これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。竹原委員。

○竹原委員 水道局がなくなるということで、建物ですよ、建物所有と。水道課はどこ行くん。下水道課は、この本庁へ帰ってくるんですか、どうなる、これ。

○宮脇経営企画部長 はい。委員長。

○横光委員長 はい。宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 下水道課は現在の場所から移動することはございません。水道局の方ですけれども、水道庁舎が企業団へ無償譲渡となる予定でございます。企業団の三次事務所となりまして、水道局も現在、企業団の三次事務所としている予定でございます。

○横光委員長 はい。竹原委員。

○竹原委員 下水道課、水道局の土地建物は、建物じゃない、土地だけ無償譲渡するのは、企業団に無償譲渡して、そしたら水道局下水道課は、水道局の中へ間借りするん、家賃払うん。嘘じゃろ。

○宮脇経営企画部長 委員長。

○横光委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 はい。下水道課については、おっしゃる通り間借りするような格好になりますので、その分は負担をしていくように考えております。現在も下水道会計から水道会計の方へ負担金を支払っております。

○横光委員長 他に質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ほかに質疑はないようでございます。以上で議案第102号に係る質疑を終了いたします。

経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、続いて、議案第103号「三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○山田危機管理監 はい。委員長。

○横光委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは、危機管理監が所管いたします、議案第103号「三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、説明させていただきます。

本案は、広島県が令和4年10月6日に「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」を公布したことに伴い、本市条例との整合性を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、県が公布した条例において、自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者、保護者と自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等の加入について、保険等への加入義務を規定しましたことから、保険等への加入について、現在、努力義務としております本市条例との整合性を図るため、本市条例の該当条文を削除しようとするものです。

なお、県条例では保険等への加入義務につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなっております。本市条例も県に合わせた施行日となります。

以上、よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま、議案の説明が終了いたしました。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。藤井委員。

○藤井委員 はい。この三次市自転車安全利用に関する条例、こちらは議員発議でできた条例だというふうに認識をさせていただいております。

今回、文言がですね、もちろん、県の方から、条例が変わるといことで文言がですね、加入の努力義務から加入義務と、加入義務というふうに聞くと絶対払わなきゃいけないよっていうふうにとらえるわけですけど、調べてみると特に罰則はないと。原付バイクなんかは自賠責入ってないのに乗っていると罰があるわけですけども、そういったことが、もちろん、自転車に乗ってることによって、この三次市において、万が一事故が起きて、大きな損害賠償が発生してというふうなことがあってはならないので、加入促進というのは必要であるというふうには認識はしておるんですけども、2点ほど、例えば、新たに購入する場ですね、防犯登録であるとかそういったものとセットにして、販売店さんからこういう形になりましたよという案内をするということもあるでしょうし、でもこれも、特に、必ずやりなさいというふうには決まってないような状態だと思うんですけど、そういったことを、もちろん市内の業者さんには徹底していただく、徹底というか、促していただく必要もあると思いますけれども、通販なんかで買ったりしたら、それもなかなか難しいわけでありまして、防犯登録とセットで促進していただくような形に、周知をして欲しいことと、後はすでにもう自転車を持って、新たに購入するきっかけとかじゃなくて何となく、もう家にある自転車ですね、それをまた新たに加入する、今まで知らずに乗ってた人にですね、加入義務になったんだよというのを、どのように市民の方へ周知しようというふうなお考えがあるかというのを聞かせたいと思います。

○伊藤危機管理課長 委員長。

○横光委員長 はい。伊藤危機管理課長。

○伊藤危機管理課長 はい。失礼します。先ほどの藤井委員のご質問でございますけれども、市民の方への周知につきましては、来年の4月1日、条例が施行となっておりますので、施行前までにチラシやポスター等による啓発、民間企業と連携した広報啓発など、県の方は実施をされることとしております。

本市においても、また県と一体となった周知が図れるよう、県条例の制定に合わせて、直近の議会である12月議会に条例で改正をお願いさせていただいたところであります。

周知につきましては、保実議員さんの一般質問の方で答弁させていただいたように、市のホームページやSNS、広報等による周知のほか、県や県教委等を通じて配布されるチラシ等を活用いたしまして、市内の小中学校、高校の児童生徒、保護者等への周知や、また、三次地区二輪車安全普及協議会等の協力を得て、市内各自転車販売店からの購入者への周知、また、三次商工会議所、三次広域商工会の協力を得て、会員企業、事業所から従業員の方々へ周知を図っていきたく考えております。

○横光委員長 よろしいですか。他に質問はございませんか。齊木委員。

○齊木委員 これちょっと元の三次市の自転車条例の方になるかもわかりませんが、年齢とか、小さい子どもさんが乗るような自転車がありますよね、あれは除外ですかね、基本的に。公道をね、どんどん走るような自転車だけに限るのか、そう公園でちょっと乗るために子どもさんが乗る

ような、あれとは区別はされるんですか。

○横光委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 はい。年齢による区分というのはございません。

今の条例でもですね、小さいお子様については、小さい子お子様に対して、保険に入ってくださいことはできませんので、それは保護者の方々へ、市の方の条例では、そういう形で入ってくださいというような形にはさせていただいております。

○横光委員長 はい、齊木委員。

○齊木委員 子どもさんの乗る本当に小さい自転車がありますよね。ああいうのもやっぱり対象になるということですね。

○伊藤危機管理課長 はい。委員長。

○横光委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 はい。対象になります。今の保険がですね、今の乗られた方が当事者になる場合と、けがですね、転んだ、そういったところも保険の方で対象になりますので、そういったことも併せて市の方も周知を図っていきたいと考えています。

○横光委員長 はい。他に質問ございませんか。小田委員。

○小田委員 はい。藤井委員への答弁がちょっと漏れとったような気がしたんですが、今現在ある自転車、新たに加するんじゃないんですよ。うちの家でも何台かありますけども、その分についての保険の加入はどのようにしていくのかというふうなところがちょっと答弁なかったように思うんですが。それと新たに買う分は、その自転車さん等々で手続きをするのは、ある程度、想像できますけども、現在ある自転車ね、それをどこへ手続きに行くんですかっていうのは、その周知をすると、この中で、どこどこで手続きをしてくださいとかいうふうな形に、当然、考えられておるんだろうと思うんで、そこのところをお聞かせ願いたいのと。その保険の金額の期間ですよ、1年なのか2年なのか、3年なのか、1回入れればいいのか、年々それを更新していかなくちゃいけないものなのかというのは、ちょっとその辺のところ、どういうふうにかえられているのかを教えてください。

○伊藤危機管理課長 委員長。

○横光委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 はい。販売済みの自転車の保険加入につきましては、自動車のようにですね、登録制度がありませんので、実際に購入等、正確に把握できる資料がありませんので、この部分につきましては、今回の義務化に合わせても、今、所有をしてらっしゃる自転車も保険入ってるかどうかを確認いただいて、入ってない場合は、入ってくださいというような形ですね、周知の方は図っていきたいと考えております。自転車の保険ですけども、一般的には、保険会社、共済団体等が扱っている保険の中に、自転車保険というものがございます。

また、今入ってらっしゃる傷害保険ですとか、生命保険の特約にもついているようなところもありますので、そういったところですね、保険に入るにはというふうなところも、詳しく広報がしっかりできるようにですね、取り組んでいきたいと考えております。

保険の期間は、通常1年で更新していくというような形になりますので、保険によっては、月払い、年払いというようなところのちょっといろんな種類がありますので、そこら辺もですね、わかりやすく、皆さんの方へ広報していきたいと考えています。

○横光委員長 他に質問ございませんか。

私の方から、一つあれなんです、バイク等でしたら保険も自賠責でシールがありますが、市の条例ならそういうことをいえるかもしれませんが、保険加入者、加入した自転車そうで自転車の見分けというのはわからんわけですよ。そこは将来的にわかるような方向性として、県の動きというのがあるのかなのか、やはり、何かシールをつけて、あなた入っていらっしゃらないから、入った方がいいですよ、入らないけんのですよという指導ができるような体制のとっていく必要があると思うんです。県の方へそういう情報取っていらっしゃるのか、或いはないのなら、そういうことをですね、市の方から進言していただきたいというふうに思うんですが、それは保険会社が出していくということになると思うんですが、そこらんとこの動きがあれば教えていただければというふうに思うんですが、ないですかね。

○葭川危機管理課付係長 はい。委員長。

○横光委員長 葭川係長。

○葭川危機管理課付係長 現状、自転車につきましては、自動車のように登録制度はございませんから、保険につきましては、自動車であれば自動車の車両ナンバーについて保険がかかるんですけども、現状ある自転車保険、これについては個人が加入される保険でありまして自転車に対する補償保険というものではございません。

運転者がどの自転車に乗っても、その保険の対象となる、逆に言えば、その自転車自体に保険がついているものではございませんから、先ほどおっしゃられたような自転車への保険ではないという趣旨から考えると、防犯登録のようなものと若干意味が異なって参りますので、その辺はちょっと県と協議していきたいと考えております。

○横光委員長 それじゃ、もう1点お尋ねいたしますが、例えば今、小田委員の言われたように、家に3台でありますよと、1件入ってれば、3台乗ることができるのかどうか、そのところはいかがでございますか。伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 委員長がおっしゃいました通り、保険入っておればですね、加入者に対しての保険になりますので、加入者も契約者であるとか、契約者とその配偶者であるとかその家族とかというような種類もありますので、それに応じて、保険の適用がなされるというような形になります。

○横光委員長 わかりました。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。他にないようでございますので、以上で議案第103号に係る質疑を終了いたします。

危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

続いて、第106号「工事請負契約の締結について」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上谷情報政策監 委員長。

○横光委員長 はい。上谷情報政策監。

○上谷情報政策監 はい。議案第106号「工事請負契約の締結について」を説明させていただきます。

本案は、三次市ケーブルテレビ設備改修工事第6期について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、提出資料6、改修設備内訳の通り、三次市防災センター及びサブセンター4ヶ所において、放送通信設備及び無停電電源装置の部品交換等の改修を実施するものです。

請負金額は1億9800万円。請負者はNECネットエスアイ株式会社中国支店です。本工事に係る入札の状況につきましては、応札一社でその落札率は99.57%となっています。工事期間は、議決があった日の翌日から令和6年2月29日となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

○宍戸委員 委員長。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 はい。この設計とといいますか、仕様とといいますか、そこら辺はどなたが作られて、市として、それが妥当だというふうには、どういうチェックの仕方をされたのかというところをお聞かせください。

○東山情報政策課長 委員長。

○横光委員長 東山情報政策課長。

○東山情報政策課長 はい。改修設備の項目の頭出しにつきましては、株式会社三次ケーブルビジョンと協議をしまして、まず候補項目を挙げていきます。入札により決定した設計会社に、その項目を協議しましてですね、労務費は公共工事の積算単価に基づき、で、ケーブルテレビの場合ですね、工事なんですけれども、機材の設置等の歩掛がないものもございまして、その場合は、見積もりを徴し、市場価格にそぐわない場合は補正係数をかける場合もありますが、そうして設計を行っております。で、何度かですね、設計過程で会議を開いておりまして、そこで、その設備の老朽化の状況ですとか、更新の必要性というところは確認いたして実施しております。以上でございます。

○宍戸委員 委員長。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、設計者はあくまでも三次市ということで、三次市、関係のところの見積もり等取られて、その妥当性を審査して作ったということでしょうけれども、そういう専門的な職員といますか、責任ある設計書だったかどうかと、いうところ、私はちょっと疑問に思うんですけ

ども、そこら辺はちゃんとしたものが確認できるものがあるんですか。

ですから、今、先ほどの説明の中で見積もりはNECから取られた部分もあるということになると、落札者が、その見積もりを出しとるということになるんですよ。

ですから、その部分が大きいようにも見受けられるんですけども、それですと、その内容等がですね、妥当かどうかというような甚だ疑問だと思うんですねこういう、どうですか。こういうデジタル関係の部分というのはですね。そういうところがチェックできる職員さんがいらっしゃるのかどうかというところがお聞きしたいところですけど。

○東山情報政策課長 委員長。

○横光委員長 はい。東山課長。

○東山情報政策課長 見積もりに関しましてですね、機器の見積もり等は、三菱電機とかから徴することはあるんですが、落札者から直接、徴したというものではございません。で、ケーブルテレビ事業につきましては、なかなか情報政策課の職員でも、すべての機材を、状況とかですね、把握するのが難しく、株式会社三次ケーブルビジョンの技術部の方のご協力をいただいて、作業工程ですとか、日数ですね、工期、視聴いただいているテレビの設備等を更新するものですから当然、台風等来た場合は延長したりしますので、その辺のリスク等もどの程度見るかというところもですね、ケーブルビジョンの協力をいただいて設計を行っているところでございます。

ちょっと、設計会社がですね、専門的な部分に関わって、他社の設計等も行っているものですから、その知見もいただきながら設計をしているという状況で、ちょっと職員においてはですね、事細かく、機器のどういうんですかね、機材を把握するというのはちょっと難しい状況にはありません。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 一番最初の答弁の中で、設計者は三次市だというふうに言われたんですけども、設計そのものはどっかへ、ですから、先ほどの三菱電機さん等に委託されたというような流れなんですか。それをもって三次市の設計書としてとしたというふうに理解した方が、早いんですかね。

○東山情報政策課長 委員長。

○横光委員長 東山課長。

○東山情報政策課長 はい。設計業務につきましてはですね、業務委託を行っております。で、指名入札で設計業者を決めていたんですが、ちょっと、参加者がいないため、このところは一社で行っているところですけども、そこに、ケーブルテレビと協議した項目の内容をですね、協議して、設計を行っていただいているという状況です。

○宍戸委員 設計業務はあくまでも業者委託だと。で、業者から上がってきた、それをチェックする人がいると思うんですよ、市側サイドで。その設計が妥当かどうかというのをチェックする必要はないんですか。市にそういう専門の職員がいるかどうか。

ですから、普通の公共工事、土木工事とか、そういうものとはちょっと種類が違うと思うんですよ、この設計に関しては。そこら辺が私たちは、よくわからん、素人なものなんで、妥当な設計書として市が発注したものなのかどうなのかというのか、確認したいということなんですが、そこ

ら辺を、今の説明ではちょっと、最初の答弁とちょっと違った内容だったんで、市が設計したというようなことだったんですけども結局は委託でやったんだということも言われたんで、不安定なところがあるように思うんですが、ちゃんと自信を持って、市がそれはチェックしたんだということを説明していただければと思います。

○東山情報政策課長 委員長。

○横光委員長 はい。東山課長。

○東山情報政策課長 はい。内容につきまして、株式会社三次ケーブルビジョンと確認しているところですけども、今後専門的な精査ということになると、これもまた第三者に委託ならせざるをえないかなというふうに考えます。どういったことができるかというのは、すいませんちょっと検討して参りたいと考えます。

○横光委員長 よろしいですか。他に質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかはないようでございますので、以上で議案第106号に係る質疑を終了いたします。

情報管理課の政策監の皆さん、ありがとうございました。

ここで、一旦休憩をいたします。再開は11時40分といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、ただいまから審査報告書に従い、順次、討論、採決を行って参ります。

議案第99号「三次市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」の討論を願います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

本案は原案の通り決しました。

次に、議案第100号「個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)」の討論を願います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

続いて、議案第101号「三次職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第101を採決いたします。

本案を議案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案第102号「三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。

○竹原委員 委員長。

○横光委員長 はい。竹原委員。

行政組織に関する条例ですが、改正する条例ですが、基本的には水道局を県の水道事業団に統合すること自体に反対なんです。

市民に安心安全な水を提供するということが必要なんで、その見通しははっきりできてないことや、それから土地建物の関係も、それから利用料の問題も明らかになっていませんし、監査体制もはっきりしてないんで、そこらがまだたくさんあるんで、この条例については基本的には組織だけの条例ですが、しかし、その本体に問題があるんで反対をしたいというふうに思います。以上です。

○横光委員長 はい。ただいま、反対討論がありましたので、賛成討論、ございませんか。

○宍戸委員 はい。委員長。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 賛成討論というか、もう、三次市議会として、県の水道事業団に来年から入るということを議決しとることからすれば、水道にかかることが三次市の組織から外れるというのは、もう致し方ないことなんで、これはその流れで、この組織編成というのがということで理解すべきだというふうに思います。

○横光委員長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい。討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

それではこれより、議案第102条採決いたします。本案は、反対討論がございましたので、挙手による採決といたします。

初めに、本案に賛成の方の挙手を求めます。

はい。ありがとうございます。

賛成多数と認め、本案を原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号「三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

最後に、議案第106号「工事請負契約の締結について」の討論を願います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、議案本案は原案の通り決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、宍戸委員。

○宍戸委員 議案106号工事請負費の締結についてということで、ケーブルテレビ設備改修工事第6期の工事請負契約の関係なんですけれども、ちゃんとした設計かどうかと、設計内容は妥当かどうかというのはやっぱり市がちゃんと、そういうチェックする監視能力を持たないけんと思いますんで、そこら辺、努力してもらいたいということを意見として付してもらいたいと思います。

○横光委員長 はい。他に。はい。先に徳岡委員。

○議案第99号なんですけれども、個人情報の保護に関する法律施行条例に関してですが、市民の方にわかりやすい広報の周知等、そして個人情報の引き続き三次市が取り組んできた保護をしっかりと行っていただきたいということを付していただきたいと思います。

○横光委員長 はい。竹原委員

○竹原委員 今あった99号についてですが、先ほども言ったように市民の個人情報の保護が、丁寧な保護施策を維持発展させにゃいけないので、そういう、中身でやって欲しいということ。例えば、先ほど言ったように内部規制というか、そういった一定の規約とか、要綱とかいうところをやっぱり、ちゃんとせんといけんのんじゃないかと。

それからリスクが大きいんで、内部統制をしっかり研修会等も含めて、やらにゃいけんのんじゃないかなということ。それから特にやはり、要配慮者、個人情報、これについて国も書いておるんですが、やっぱり漏えいしないように、可能な限り内部管理規程をしっかり策定をして、その手

だてをすべきだというふうに思いますんで、そのあたりが、意見書の中へ反映していただければいいなというふうに思います。それと審議会が何にしても機能せにゃいけんということもあわせて、書き加えていただければと思います。はい。以上です。

○横光委員長 他にございませんか。はい。小田委員。

○小田委員 99号と103号に対してなんですけども、2人の委員が言われたように個人情報のところで、私、言いましたけども加工作業をするときの外部委託というふうなところがありましたので、そういう作業をするときに、意外と情報が漏えいされている場合もあろうかと思えますんで、その点について、しっかりと安全性を担保してやってもらいたいということと。103号、これは私もちょっと勘違いしておったんですが、自転車に保険入られたのかというふうに思うとったのが、そうじゃないんだということが今日の説明でちょっとわかったところがありましたので、周知をするという、広報の中で、そのことは市民の方にしっかりとわかるように広報していただきたいということをつけ加えていただければと思います。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。他にございませんね、ただいま、様々なご意見をいただきました。

お諮りをいたします。

本委員会の委員長報告の作成は、先ほどいただきました意見の掲載の有無を含めて、正副委員長に、ご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

以上で、本委員会に託されました議案の審査がすべて終了いたしました。

以上で、総務常任委員会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時55分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月9日

総務常任委員会

委員長 横 光 春 市